

入 札 公 告（役務） 7 総事第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

（1） 業務名

逓送業務

（2） 業務の内容

香川県及び県内市町の行政文書（信書）を、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「信書便法」という。）第 2 条第 7 項第 1 号の規定に基づき、香川県の本庁と県出先機関及び市町 14 か所との間であらかじめ決められた順序に従って巡回し、文書交換をする特定信書便業務等
（詳細は、逓送業務仕様書による。）

（3） 契約期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

（4） 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにて提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 4 時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（逓送業務）」とすること。

提出先：soumujimu@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和 7 年 8 月 25 日（月）から令和 7 年 9 月 1 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県総務部総務事務集中課分室 文書グループ（香川県庁本館 1 階）

電話番号 087-832-3057

F A X 番号 087-862-0054

メールアドレス soumujimu@pref.kagawa.lg.jp

なお、電子メールでの入札説明書等の交付を希望する者は、「入札説明書等交付申請書」を電子メールに添付し、令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時までに上記総務事務集中課のメールアドレスに送信して申請すること。また、電子メールで申請した旨、入札担当者まで電話連絡すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 7 年 9 月 2 日（火）正午までに 4 に示した場所に対し文書で行うこと。（文書は、F A X による送付も可とする。）

回答（質問者の名称及び連絡先等を除く。）は、令和 7 年 9 月 4 日（木）から令和 7 年 9 月 16 日（火）までの間（休日等を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。なお、9 月 4 日（木）は午後 1 時から午後 5 時まで。） 4 に示した場所で閲覧に供するとともに、令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に F A X で送付する。

6 入札及び開札

（1） 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 4 時

（2） 開札の日時

令和 7 年 9 月 17 日（水） 午前 10 時

（3） 開札の場所

香川県総務部総務事務集中課分室 文書グループ（香川県庁本館 1 階）

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否
否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 3 時までに「入札保証金・契約保証金減免申請書」を 4 に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- （3） （2）の競争入札参加資格において、香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。
- （4） 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者である

こと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (6) 本公告に示した委託業務遂行のために、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 7 項第 1 号に掲げる役務に係る同法第 29 条の許可を有することを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9 の（6）の要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 3 時までに、4 に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格したものに限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 5 時までに通知する。

11 入札金額積算内訳書の提出

入札者は、入札書の提出に当たり、積算の内訳を明らかにした入札金額積算内訳書を添付すること。

12 入札の無効

本公告に示した入札者の参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

13 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

14 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

- (1) 本契約は、長期継続契約であり、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する旨の条件付解除条項を付している。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。